

MonotaRO 人権方針

私たちは、「国際人権章典」および国際労働機関（ILO）の定める労働に関する基準を、人権に関する基本的な方針として参照し、この人権方針を策定しています。労働者の人権を尊重し、安全で衛生的な作業環境を整えるよう努めます。また、私たちはモノタロウの従業員およびお取引先の皆様一人ひとりに敬意をもって接し、多様性を尊重しあえる社会の実現を目指します。

1. 法令遵守

私たちは、自国および事業を行う国／地域に適用される法規制を遵守するのみならず、国際行動規範を遵守します。

2. 人権・労働

・強制労働・児童労働の禁止

私たちは、一切の強制労働・児童労働を行いません。また、人身売買を含む、いかなる形態の現代奴隷も許容しません。

また、18歳未満の若年労働者を、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させません。

・労働時間への配慮

私たちは、労働者が働く地域の法規制上定められた労働時間を超えた労働はさせません。国際的な基準を考慮した上で労働者の労働時間・休日を適切に管理し、労働者の過重労働を防止します。

・適切な賃金と手当

私たちは、労働者に支払われる報酬（最低賃金・残業代および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む）に適用される法規制を遵守し、雇用条件に関する情報を明文化します。また、私たちは、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金（生活賃金）が支払われるように配慮します。

・非人道的な扱いの禁止

私たちは、労働者の人権を尊重し、労働者に対して、精神的／肉体的な虐待・強制・ハラスメントなどの非人道的な扱い、およびそのような可能性のある行為を行いません。

・差別の禁止

私たちは、一人ひとりが違うことが価値になると考えており、ダイバーシティ&インクルージョン（D&I）を推進しています。人種・民族・宗教・性別・年齢・障害の有無・国籍・社会的身分、性的指向や性自認、障がいの有無、職種や雇用形態の違いなどによる差別およびハラスメントを認めません。また、労働者からの宗教上の慣習に関わる要望に対して、適切な範囲で配慮します。さらに、同一価値の労働について同一報酬を徹底するとともに、労働者の機会均等を確保し、能力や職務などに応じ公正に処遇します。

・結社の自由、団体交渉権

私たちは、適用される法規制を遵守し、すべての労働者の自らの意思による労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権を尊重するとともに、それらを差し控える労働者の権利も尊重します。